

第7回 定時株主総会 招集ご通知



日時

2019年6月24日(月曜日)
午前10時

会場

東京都千代田区神田錦町三丁目28番地
学士会館会議室(2階)



パソコン・スマートフォン・タブレット
端末からご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/6617/>



Provided by TAKARA Printing

目次

■ 第7回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	4
第1号議案 剰余金の配当の件	
第2号議案 取締役9名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	
添付書類	
■ 事業報告	13
■ 連結計算書類	31
■ 計算書類	33
■ 監査報告書	35
■ 第7回定時株主総会会場ご案内図	末尾

株式会社 東光高岳

証券コード: 6617

(証券コード 6617)
2019年6月6日

株 主 各 位

東京都江東区豊洲五丁目6番36号
株 式 会 社 東 光 高 岳
代表取締役会長 高 津 浩 明

第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、2019年6月21日（金曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2019年6月24日（月曜日）午前10時
2. 場 所	東京都千代田区神田錦町三丁目28番地 学士会館会議室（2階）
3. 目的事項 報告事項	第7期（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人および監査役会 の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項 第1号議案	剰余金の配当の件
第2号議案	取締役9名選任の件
第3号議案	監査役1名選任の件
第4号議案	補欠監査役1名選任の件

以 上

（お願い）

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

（お知らせ）

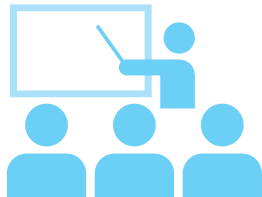
◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tktk.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面に記載されている連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

- （1）連結計算書類の連結株主資本等変動計算書 （2）連結計算書類の連結注記表
（3）計算書類の株主資本等変動計算書 （4）計算書類の個別注記表

◎修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当社ホームページ（<https://www.tktk.co.jp/>）にて、修正後の内容を開示いたします。

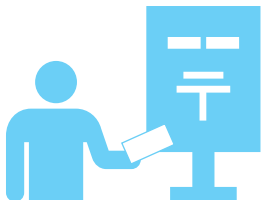
議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合

**株主総会開催日時****2019年6月24日（月曜日）午前10時**

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。（ご捺印は不要です。）
なお、株主様でない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。

書面にて行使いただく場合

**行使期限****2019年6月21日（金曜日）午後5時到着分まで**

各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

インターネットにて行使いただく場合

**行使期限****2019年6月21日（金曜日）午後5時まで**

インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト | アドレス <https://www.web54.net>

● インターネット等による議決権行使のご案内については次頁をご参照ください。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

インターネット等による議決権行使

1 議決権行使のお取扱いについて

書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって議決権を複数回数行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

2 パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- ①パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。
- ②パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続き下さい。
- ③議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

3 パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- ①本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

電話

0120-652-031（フリーダイヤル）
(受付時間 9:00～21:00)

- ②その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。

ア 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせ下さい。

イ 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部

電話

0120-782-031（フリーダイヤル）
(受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く)

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、安定的な配当の実施が株主各位のご期待に応える基本と認識しており、財務体質の強化など経営基盤の安定確保に努めながら、継続的な配当を実施することとしております。

当期の配当につきましては、業績の状況、経営環境などを勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき25円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は405,457,725円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月25日といたしたいと存じます。

- (注) 1. 会社法第453条に基づき、配当金総額は、発行済株式総数から自己株式57,996株を除いて算出しております。
2. 年間配当金は、中間配当金1株につき25円と合わせ1株につき50円、配当金総額は中間配当金総額405,468,550円と合わせ810,926,275円になります。

第2号議案

取締役9名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、機動的な経営戦略を実現できる体制整備の構築を図るべく、取締役1名を減員し、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

(五十音順)

候補者番号		氏名	現在の当社における地位および担当
1	新任	おお 大 かも 亀 かおる 薫	常務執行役員 経営改革担当
2	再任	お だ ざり し ろう 小田切 司 朗	取締役専務執行役員 CIO（Chief Information Officer） 技術開発本部、スマートグリッド事業 推進部 担当
3	再任	かね こ よし のり 金 子 禎 則	社外 取締役
4	再任	かも やま はる のぶ 亀 山 晴 信	社外 独立 取締役
5	再任	たけ べ とし ろう 武 部 俊 郎	代表取締役社長 CKO（Chief Kaizen Officer）
6	再任	にし かわ なお し 西 川 直 志	取締役専務執行役員 国際事業部長 品質統括部、資材統括部 担当
7	再任	ふじ い たけ のり 藤 井 威 徳	取締役常務執行役員 内部監査部、総務部、労務人事部、経 理部 担当
8	再任	み し ま やす ひろ 三 島 康 博	社外 独立 取締役
9	再任	みず もと くに ひこ 水 本 州 彦	取締役常務執行役員 電力機器事業本部長



1 おお かめ かつお 大 亀 薫 (1962年10月25日生)

新 任

■ 略歴及び地位

2012年10月 東京電力株式会社多摩支店八王子支社長
2015年 6 月 同社執行役員カスタマーサービス・カンパニー・バイスプレジデント兼電力契約部長
2015年11月 同社執行役員カスタマーサービス・カンパニー・バイスプレジデント兼経営企画室長
2016年 4 月 東京電力エナジーパートナー株式会社取締役副社長 経営管理担当兼経営企画室長
2016年 6 月 同社取締役副社長 経営管理担当
2019年 4 月 当社常務執行役員 経営改革担当（現在に至る）

■ 所有する当社普通株式の数
一株

■ その他株式報酬制度に
基づく交付予定株式の数
100株

■ 当社における担当
経営改革担当

■ 取締役候補者とした理由

大亀薫氏は、東京電力エナジーパートナー株式会社の取締役副社長を歴任するなど、現在の電力業界の動向に精通しており、また、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見等を有しており、当社の経営を担うに相応しい人格を兼ね備えております。これまでの経験を通じ、当社の取締役としての職務を適切に遂行することができると判断し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。



2 お だ ぎ り し ろ う 小 田 切 司 朗 (1956年10月1日生)

再 任

■ 略歴及び地位

2010年 6 月 東京電力株式会社執行役員神奈川支店長
2013年 6 月 株式会社高岳製作所常務取締役営業本部長
2014年 4 月 当社常務執行役員
2014年 6 月 当社取締役常務執行役員
2017年 6 月 当社取締役専務執行役員（現在に至る）

■ 所有する当社普通株式の数
3,200株

■ その他株式報酬制度に
基づく交付予定株式の数
1,900株

■ 当社における担当

C I O (Chief Information Officer) *
技術開発本部、スマートグリッド事業推進部 担当
*C I Oは、当社DXカイゼン推進本部デジタル化推進部の業務を含む全社的なデジタル化の推進に関する業務を担当しております。

■ 取締役候補者とした理由

小田切司朗氏は、長きにわたり電力業界に精通した豊富な経験と幅広い知見等を有しており、当社の経営を担うに相応しい人格を兼ね備えております。これまでの経験を通じ培った優れた経営手腕に鑑み、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



3

かね こ よし のり
金子 禎則

(1963年5月17日生)

再任

社外

■ 略歴及び地位

2011年10月 東京電力株式会社埼玉支店設備部長
 2013年7月 同社多摩支店武蔵野支社長
 2015年7月 同社パワーグリッド・カンパニー経営企画室長兼経営企画ユニット企画室
 2016年4月 東京電力パワーグリッド株式会社取締役副社長経営改革担当兼経営企画室長
 2016年6月 同社取締役副社長 経営改革担当
 2017年6月 東京電力ホールディングス株式会社取締役指名委員会委員（現在に至る）
 東京電力パワーグリッド株式会社代表取締役社長（現在に至る）
 当社取締役（現在に至る）

■ 重要な兼職の状況

東京電力パワーグリッド株式会社代表取締役社長

■ 所有する当社普通株式の数
一株

■ その他株式報酬制度に
基づく交付予定株式の数
一株

■ 社外取締役候補者とした理由

金子禎則氏は、東京電力パワーグリッド株式会社の代表取締役社長であり、現在の電力業界の動向に精通しており、また、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見等を有することから、当社のコーポレート・ガバナンス体制の実効性確保に貢献していたと判断したため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。



4

かめ やま はる のぶ
亀山 晴信

(1959年5月15日生)

再任

社外

独立

■ 略歴及び地位

1992年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
 1997年4月 亀山晴信法律事務所（現亀山総合法律事務所）開設（現在に至る）
 2005年6月 一般財団法人共立国際交流奨学財団監事（現在に至る）
 2007年6月 株式会社小森コーポレーション監査役
 2010年4月 東京簡易裁判所民事調停委員（現在に至る）
 2012年10月 当社取締役（現在に至る）
 2013年6月 株式会社小森コーポレーション取締役（現在に至る）
 2013年10月 ソマル株式会社監査役（現在に至る）

■ 重要な兼職の状況

亀山総合法律事務所弁護士
 株式会社小森コーポレーション社外取締役
 ソマル株式会社社外監査役

■ 所有する当社普通株式の数
900株

■ その他株式報酬制度に
基づく交付予定株式の数
一株

■ 社外取締役候補者とした理由

亀山晴信氏は、弁護士としての豊富な経験と法律に関する幅広い知見等を有しており、当社のコーポレート・ガバナンス体制の実効性確保に貢献していただけると判断したため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年9ヶ月となります。



5 たけ べ とし ろう 武部 俊郎 (1956年9月16日生)

再任

- 所有する当社普通株式の数
1,900株
- その他株式報酬制度に基づく交付予定株式の数
1,000株

■ 略歴及び地位

2010年6月 東京電力株式会社（現東京電力ホールディングス株式会社）執行役員栃木支店長
2012年6月 同社常務執行役技術開発本部長兼電力流通本部副本部長
2013年4月 同社常務執行役パワーグリッド・カンパニー・プレジデント
2015年6月 同社取締役常務執行役パワーグリッド・カンパニー・プレジデント
2016年4月 同社取締役
東京電力パワーグリッド株式会社代表取締役社長
2017年6月 東京電力ホールディングス株式会社技監、経営技術戦略研究所長
2017年10月 同社技監、経営技術戦略研究所長、統括C K O
2018年4月 同社参与
2018年6月 東光東芝メーターシステムズ株式会社代表取締役会長（現在に至る）
当社代表取締役社長（現在に至る）

■ 重要な兼職の状況

東光東芝メーターシステムズ株式会社代表取締役会長

■ 当社における担当

C K O (Chief Kaizen Officer) *

*C K Oは、当社D X カイゼン推進本部の業務を含む全社的なカイゼンの推進に関する業務を担当しております。

■ 取締役候補者とした理由

武部俊郎氏は、長きにわたり電力業界に精通した豊富な経験と幅広い知見等を有しており、当社の経営を担うに相応しい人格を兼ね備えております。これまでの当社代表取締役社長としての経験を通じ培った優れた経営手腕に鑑み、強いリーダーシップで、「2020中期経営計画」を推進する適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



6 にし かわ なお し 西川 直志 (1956年4月27日生)

再任

- 所有する当社普通株式の数
11,800株
- その他株式報酬制度に基づく交付予定株式の数
1,900株

■ 略歴及び地位

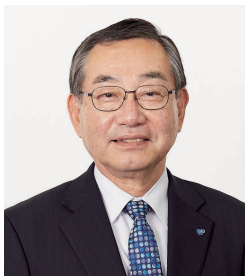
1979年4月 株式会社高岳製作所入社
2012年6月 同社代表取締役常務取締役小山工場長
2012年7月 同社代表取締役常務取締役営業本部長
2012年10月 当社取締役
2013年6月 タカオカエンジニアリング株式会社代表取締役社長
2015年6月 当社取締役常務執行役員
2017年6月 当社取締役専務執行役員国際事業部長（現在に至る）

■ 当社における担当

品質統括部、資材統括部 担当

■ 取締役候補者とした理由

西川直志氏は、長きにわたり電力機器事業をはじめとした全ての事業分野に精通した豊富な経験と幅広い知見等を有しており、当社の経営を担うに相応しい人格を兼ね備えております。これまでの経験を通じ培った優れた経営手腕に鑑み、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



7 ふじ い たけ のり 藤井 威徳 (1956年9月17日生)

再任

■ 略歴及び地位

1979年 4 月 株式会社高岳製作所入社
 2010年 6 月 同社常務取締役技術開発本部長
 2011年 6 月 同社代表取締役常務取締役技術開発本部長
 2012年 6 月 同社常勤監査役
 2012年10月 当社常勤監査役
 2016年 6 月 当社取締役常務執行役員（現在に至る）

■ 所有する当社普通株式の数
5,900株

■ その他株式報酬制度に
基づく交付予定株式の数
1,900株

■ 当社における担当

内部監査部、総務部、労務人事部、経理部 担当

■ 取締役候補者としての理由

藤井威徳氏は、長きにわたり技術開発部門等をはじめとした全ての事業分野に精通した豊富な経験と幅広い知見等を有しており、当社の経営を担うに相応しい人格を兼ね備えております。これまでの経験を通じ培った優れた経営手腕に鑑み、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



8 み し ま や す ひ ろ 三島 康博 (1950年10月11日生)

再任

社外

独立

■ 略歴及び地位

1999年 1 月 トヨタ自動車株式会社堤工場成形部部長
 2002年 1 月 タイ国トヨタ自動車株式会社上級副社長
 2009年 5 月 フタバ産業株式会社常勤顧問
 2009年 6 月 同社代表取締役社長
 2016年 6 月 同社顧問
 当社取締役（現在に至る）

■ 所有する当社普通株式の数
800株

■ その他株式報酬制度に
基づく交付予定株式の数
一株

■ 社外取締役候補者としての理由

三島康博氏は、フタバ産業株式会社の代表取締役社長を歴任するなど企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見等を有しており、当社のコーポレート・ガバナンス体制の実効性確保に貢献していただけると判断したため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。



9

みずもと くに ひこ
水本 彦

(1961年11月22日生)

再任

■ 略歴及び地位

- 1986年 4 月 東光電気株式会社入社
- 2008年 5 月 同社電力機器事業本部機器製造部長
- 2012年 6 月 同社理事営業本部商品開発研究所長兼経営統合準備室
- 2013年 6 月 同社理事環境ソリューション事業本部長兼経営統合準備室
- 2014年 4 月 当社執行役員エネルギーソリューション事業本部副本部長
- 2015年 6 月 当社執行役員エネルギーソリューション事業本部長
- 2017年 6 月 当社常務執行役員エネルギーソリューション事業本部長
- 2018年 6 月 当社取締役常務執行役員電力機器事業本部長（現在に至る）

■ 所有する当社普通株式の数
614株■ その他株式報酬制度に
基づく交付予定株式の数
1,600株

■ 取締役候補者とした理由

水本彦氏は、長きにわたり電力機器事業をはじめとした全ての事業分野に精通した豊富な経験と幅広い知見等を有しており、当社の経営を担うに相応しい人格を兼ね備えております。これまでの経験を通じ培った優れた経営手腕に鑑み、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 社外取締役候補者 金子禎則氏は、2016年4月から現在まで当社の特定関係事業者である東京電力パワーグリッド株式会社の業務執行者（現在は代表取締役社長）であり、当社は同社との間に電力設備・機器販売等の取引関係があります。また、同氏は、過去に当社子会社の東光東芝メーターシステムズ株式会社の非業務執行取締役であったことがあります。
2. 取締役候補者 武部俊郎氏は、東光東芝メーターシステムズ株式会社の代表取締役会長を兼任しており、当社は同社との間に機器販売等の取引関係があります。
3. 注記1と2以外の取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 社外取締役候補者 亀山晴信、三島康博の両氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
5. 取締役との責任限定契約の締結
当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等を除く。）と損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を当社定款に規定しており、損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。
- なお、社外取締役候補者 金子禎則、亀山晴信および三島康博の3氏は、当社と責任限定契約を締結しており、原案どおり各氏の再任が承認された場合は当該契約を継続する予定であります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 武田勝氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者 早稲倉嘉宏氏は、監査役 武田勝氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任される同監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。



わ せ くら よ し ひ ろ
早稲倉 嘉宏 (1956年7月1日生)

新任

■ 略歴及び地位

1979年4月	株式会社高岳製作所入社
2009年6月	同社執行役員整水器事業本部長
2012年7月	同社執行役員生産本部管理部長
2014年4月	当社執行役員小山事業所小山業務部長
2015年4月	当社執行役員電力プラント事業本部電力プラント品質保証部長
2016年6月	当社執行役員光応用検査機器事業本部長（現在に至る）

■ 所有する当社普通株式の数
2,300株

■ その他株式報酬制度に
基づく交付予定株式の数
1,200株

■ 監査役候補者とした理由

早稲倉嘉宏氏は、長きにわたり光応用検査機器事業をはじめとした全ての事業分野に精通した豊富な経験と幅広い知見等を有しており、監査役としての職務を適切に遂行できると判断したため、新たに監査役として選任をお願いするものであります。

(注) 監査役候補者 早稲倉嘉宏氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

■ 所有する当社普通株式の数
一株

■ その他株式報酬制度に
基づく交付予定株式の数
一株

もり した よし ひと
森 下 義 人 (1962年3月14日生)

社 外

■ 略歴及び地位

2013年7月	東京電力株式会社経理部部長代理
2015年6月	同社経理部長
2015年7月	同社経営企画ユニット経理室長兼ビジネスソリューション・カンパニー
2016年4月	東京電力パワーグリッド株式会社常務取締役経理・社債等担当
2017年6月	東京電力ホールディングス株式会社常務執行役
2019年4月	同社参与（現在に至る）

■ 補欠社外監査役候補者とした理由

森下義人氏は、東京電力ホールディングス株式会社の常務執行役を歴任するなど、企業経営者としての経験と豊富な知識を有するとともに、同社の経理部門長を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断したため、新たに補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 補欠社外監査役候補者 森下義人氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 補欠社外監査役候補者 森下義人氏は、過去に当社の特定関係事業者である東京電力パワーグリッド株式会社の業務執行者であったことがあります。
3. 補欠監査役との責任限定契約について
当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役と損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を当社定款に規定しており、損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。
- なお、補欠社外監査役候補者 森下義人氏が監査役に就任された場合には、当社は同氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、輸出や生産の一部に弱さもみられるものの、雇用・所得環境の改善が続くなか、個人消費の持ち直し、人手不足を背景とした合理化・省力化投資等を中心とした設備投資の増加等により緩やかな回復基調となりました。一方で通商問題の動向が世界経済に与える影響や海外経済の不確実性等により先行きは不透明な状況にあります。

当社グループの最大の取引先である電力業界においては、2020年に向けて電力会社の送配電部門の法的分離を控えるなか、電力・ガスの小売全面自由化により分野・地域を超えた競争が激化しており、生産性向上と徹底的なコスト削減が進められています。その一方で、再生可能エネルギー関連設備、分散型エネルギーシステム、老朽化設備の更新等の需要は高まってきております。

このような経営環境のもと、当社グループは「東光高岳グループ2020中期経営計画」を策定し、社員全員が一丸となってカイゼンにチャレンジすることにより、既存事業の収益性向上を一層進めるとともに、新たな収益基盤の構築に向け事業領域の拡大とビジネスモデルの変革に取り組んでおります。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高はスマートメーターの反動減および前連結会計年度における日本リライアンス株式会社の株式売却により、90,883百万円（前年同期比4.6%減）となりました。

利益面では、当社連結子会社において、スマートメーターのコストダウンを着実に進めているものの売上高の減少に加え、スマートメーターの一部製品の不具合に対する取替費用として製品保証費用を計上したことにより、営業利益2,736百万円（前年同期比7.2%減）、経常利益2,891百万円（前年同期比9.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益1,031百万円（前年同期比33.3%減）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

なお、前第2四半期連結会計期間より、「エネルギーソリューション事業」セグメントに含まれていたメカトロニクス機器を、「情報・光応用検査機器事業」セグメントに移管しており、前年同期の数値を変更後の区分に組み替えております。

【電力機器事業】

当事業は、主に受変電・配電用機器、監視制御システム・制御機器等の製造販売および据付工事を行っております。

当事業の業績は、海外工事が減少したものの受変電機器が堅調に推移したことにより、売上高52,881百万円（前年同期比1.5%増）、セグメント利益4,242百万円（前年同期比8.9%増）となりました。

【計量事業】

当事業は、主に変成器・各種計器の製造販売、計器失効替工事等の請負等を行っております。

当事業の業績は、スマートメーターの反動減により、売上高29,465百万円（前年同期比8.2%減）、セグメント利益2,529百万円（前年同期比13.4%減）となりました。

【エネルギーソリューション事業】

当事業は、主にエネルギー計測・制御機器、電気自動車用急速充電器等の製造販売を行っております。

当事業の業績は、前連結会計年度における日本リライアンス株式会社の株式売却により、売上高1,888百万円（前年同期比64.1%減）、セグメント損失360百万円（前年同期はセグメント損失87百万円）となりました。

【情報・光応用検査機器事業】

当事業は、主に三次元検査装置、シンククライアントシステム、組込みソフトウェア等の製造販売を行っております。

当事業の業績は、情報機器の売上増加により、売上高5,018百万円（前年同期比27.3%増）、セグメント損失7百万円（前年同期はセグメント損失160百万円）となりました。

(2) 設備投資の状況

大型変圧器および配電機器関連設備の能力増強といった事業拡大対応により、全体で2,210百万円の設備投資を実施しました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、経常的な運転資金を金融機関からの借入金にて調達しておりますが、特筆すべき重要な事項はありません。

(4) 対処すべき課題

1) 国内電力会社の設備投資抑制への対応

最大の取引先である国内電力業界では、小売および発電の全面自由化、送配電部門の法的分離等の電力システム改革により、従来の市場構造が変化し市場競争が激化しています。

このため各電力会社では設備投資の抑制が続いており、電力会社向け製品（大型変圧器、開閉装置、断路器、小型変圧器など）の販売価格の下落が今後も継続すると予想されます。

当社グループでは、トヨタ式カイゼン活動による全社的な生産性向上と海外調達によるコストダウンを進め、競争力のある製品の開発を行います。

2) 社会インフラ製品の価格競争激化への対応

一般民需および公共インフラ向け市場では、太陽光や風力発電をはじめとする再生可能エネルギーとバブル期に建設した設備更新による受変電機器の需要が高い水準でしばらく継続すると予想されますが、価格競争は一層激しさを増しています。

当社グループでは、設備投資による生産能力の拡大、生産リードタイムの短縮と原価低減を加速するとともに、エンジニアリング機能の強化により社会インフラ分野での事業拡大を図ってまいります。

3) 海外市場に向けての基盤強化

通商問題の動向が世界経済に与える影響や海外経済の不確実性等により海外市場の先行きは不透明な状況にあります。一方で、今後、電力需要の拡大が続くアジア地域では電力インフラに係るさまざまなビジネスチャンスが広がっています。

当社グループでは、従来の中国2か所（蘇州、撫順）のグループ会社に加え、2018年度に大韓民国（昌原）の東光高岳コリア株式会社の工場が竣工し、海外生産を加速するとともにフィリピン共和国（マカティ）に駐在員事務所を開設するなど、海外への事業拡大に向けた基盤づくりの強化に取り組んでいます。

4) 新規事業への取り組みについて

当社では新島でのスマートグリッド実証事業で得られた知見を活用し、再生可能エネルギーの最適化運用を目指したEMSを海外のオフグリッドや国内のセミオフグリッドに提供することで新規事業の拡大に取り組んでいます。

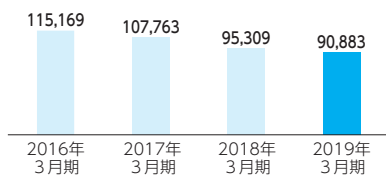
これらに加え、拡大を続けるアジアの電力インフラの需要に対応するため、海外の企業とのアライアンスや成長投資を積極的に行うことで事業の速やかな展開を図ってまいります。

(5) 財産および損益の状況

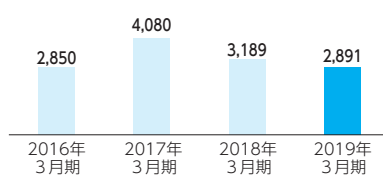
	第 4 期 2016年 3 月 期	第 5 期 2017年 3 月 期	第 6 期 2018年 3 月 期	第 7 期 (当連結会計年度) 2019年 3 月 期
売 上 高 (百万円)	115,169	107,763	95,309	90,883
経 常 利 益 (百万円)	2,850	4,080	3,189	2,891
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,512	2,101	1,546	1,031
1 株当たり当期純利益 (円)	93.26	129.53	95.72	63.96
総 資 産 (百万円)	108,016	107,822	96,710	99,222

(注) 当連結会計年度の第 1 四半期連結会計期間の期首より、『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』（企業会計基準第28号平成30年 2月16日）を適用したため、2018年 3 月期につきましては遡及適用後の数値を記載しております。

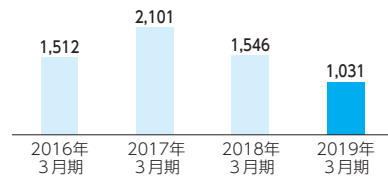
■ 売上高 (単位：百万円)



■ 経常利益 (単位：百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
タカオカエンジニア リング 株 式 会 社	310百万円	100.0%	電気工事・電気通信工事施工
タカオカ化成 工 業 株 式 会 社	50百万円	100.0%	高分子応用電気製品・部品の製造販売
東光器材 株 式 会 社	10百万円	100.0%	電気機器類の製造修理
ワットライン サービ 株 式 会 社	30百万円	100.0%	計器失効替工事施工、運送、荷造梱包
蘇州東光優技 電 氣 有 限 公 司	5,520千米ドル	74.3%	各種変成器の製造販売
東光東芝メーター システムズ 株 式 会 社	480百万円	51.0%	計器の開発および製造販売
株式会社ミントウェブ	50百万円	100.0%	シンククライアントシステムの製造販売、コンピュータソフトウェアの開発受託
ユークエスト株式会社	200百万円	99.95%	組込みソフトウェア開発・販売、無線通信機器製造・販売

(注) 連結子会社は上記の8社であります。

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

セグメント区分	主 要 な 事 業 内 容
電 力 機 器 事 業	変圧器、開閉装置、開閉器、監視制御システム、配電用制御機器、セキュリティ監視・制御装置、伝送システム機器、電気設備工事、空調設備工事の請負等
計 量 事 業	変成器・各種計器の製造販売、計器失効替工事等の請負等
エネルギーソリューション事業	エネルギー計測・制御機器、電気自動車用急速充電器等の製造販売
情報・光応用検査機器事業	三次元検査装置、シンクライアントシステム、組込みソフトウェア等の製造販売

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

(8) 主要な拠点等

①当社

区	分	所	在	地
本	社	東京都江東区豊洲五丁目6番36号		
支	社	東北（宮城県仙台市） 関西（大阪府大阪市）	中部（愛知県名古屋市） 九州（福岡県福岡市）	
営	業	所	北関東（栃木県小山市） 新潟（新潟県新潟市） 北海道（北海道札幌市） 四国（香川県高松市）	横浜（神奈川県横浜市） 埼玉（埼玉県蓮田市） 中国（広島県広島市）
事	業	所	小山（栃木県小山市） 上野（東京都台東区） 名古屋（愛知県あま市）	蓮田（埼玉県蓮田市） 浜松（静岡県浜松市）
海外駐在員事務所		フィリピン駐在員事務所（フィリピン共和国 マニラ首都圏 マカティ市）		

②子会社

会	社	名	所	在	地
タカオカエンジニアリング株式会社			東京都千代田区		
タカオカ化成工業株式会社			愛知県あま市		
東光器材株式会社			埼玉県蓮田市		
ワットラインサービス株式会社			埼玉県蓮田市		
蘇州東光優技電気有限公司			中華人民共和国江蘇省蘇州市		
東光東芝メーターシステムズ株式会社			埼玉県蓮田市		
株式会社ミントウェーブ			東京都新宿区		
ユークエスト株式会社			東京都台東区		

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,571名	19名増

(10) 主要な借入先

借入先	借入金額
株式会社三井住友銀行	1,530百万円
株式会社みずほ銀行	1,405百万円
株式会社りそな銀行	820百万円
株式会社三菱UFJ銀行	525百万円
三井住友信託銀行株式会社	430百万円
株式会社常陽銀行	420百万円

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 40,000,000株

(2) 発行済株式の総数 16,218,309株
(自己株式57,996株を除く。)

(3) 株主数 11,209名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
東京電力パワーグリッド株式会社	5,671,260株	34.96%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	955,100株	5.88%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	353,600株	2.18%
GOVERNMENT OF NORWAY	325,300株	2.00%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	251,300株	1.54%
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	236,644株	1.45%
東光高岳従業員持株会	228,270株	1.40%
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 1300000	212,027株	1.30%
三井生命保険株式会社	209,700株	1.29%
明治安田生命保険相互会社	200,000株	1.23%

(注) 1.持株比率は、自己株式（57,996株）を控除して計算しております。
2.三井生命保険株式会社は、2019年4月1日付で大樹生命保険株式会社に商号変更しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 会 長	高 津 浩 明	
代 表 取 締 役 社 長	武 部 俊 郎	C K O (Chief Kaizen Officer) 東光東芝メーターシステムズ株式会社 代表取締役会長
取 締 役 専 務 執 行 役 員	西 川 直 志	国際事業部長 品質統括部、資材統括部 担当
取 締 役 専 務 執 行 役 員	小田切 司 朗	C I O (Chief Information Officer) 技術開発本部、スマートグリッド事業推進部 担当
取 締 役 常 務 執 行 役 員	藤 井 威 徳	内部監査部、総務部、労務人事部、経理部 担当
取 締 役 常 務 執 行 役 員	遠 藤 和 人	イノベーション推進部長 経営企画部 担当
取 締 役 常 務 執 行 役 員	水 本 州 彦	電力機器事業本部長
取 締 役	金 子 禎 則	東京電力パワーグリッド株式会社 代表取締役社長 東京電力ホールディングス株式会社 取締役指名委員会委員
取 締 役	亀 山 晴 信	亀山総合法律事務所 弁護士 株式会社小森コーポレーション 社外取締役 ソマール株式会社 社外監査役
取 締 役	三 島 康 博	
監 査 役 (常 勤)	黒 澤 義 則	
監 査 役 (常 勤)	武 田 勝	
監 査 役	武 谷 典 昭	東京電力ホールディングス株式会社 取締役監査委員会委員 株式会社東京エネシス 社外監査役
監 査 役	高 田 裕 一 郎	芝浦メカトロニクス株式会社 社外取締役

(注) 1.取締役 金子禎則、亀山晴信および三島康博の3氏は、社外取締役であります。
2.監査役 武谷典昭および高田裕一郎の両氏は、社外監査役であります。

- 3.当社は、社外取締役および社外監査役の全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額であります。
- 4.監査役 武田勝氏は、長きにわたり経理部門等の分野に精通し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 5.監査役 武谷典昭氏は東京電力株式会社（現東京電力ホールディングス株式会社）の経理部長を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 6.監査役 高田裕一郎氏は、長きにわたり大手金融機関（株式会社三井住友銀行）に在籍した経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 7.社外監査役の員数が法定の員数を欠くこととなる事態に備えて、2018年6月28日開催の第6回定時株主総会にて、会社法第329条第3項に定める補欠監査役として、松下洋二氏を選任しております。
- 8.取締役 亀山晴信、三島康博および監査役 高田裕一郎の3氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
- 9.C K Oは、当社D Xカイゼン推進本部の業務を含む全社的なカイゼンの推進に関する業務を担当しております。
- 10.C I Oは、当社D Xカイゼン推進本部デジタル化推進部の業務を含む全社的なデジタル化の推進に関する業務を担当しております。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	11名 (2名)	195百万円 (10百万円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (1名)	44百万円 (4百万円)
合計	14名	239百万円

(注) 上記の取締役（社外取締役除く）の支給額には、業績連動型株式報酬制度による当該事業年度の費用計上を含んでおります。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額の決定に関する方針の内容

取締役の報酬限度額は、第5回定時株主総会（2017年6月26日開催）、監査役の報酬限度額は、第1回定時株主総会（2013年6月27日開催）で決議されており、次のとおり定めしております。

①取締役の報酬等の総額は、年額226百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）とする。

②監査役の報酬等の総額は、年額78百万円以内とする。

取締役の報酬は上記①の範囲内で、取締役会で協議し決定しております。

また、監査役については上記②の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

上記に加え当社は、社外取締役を除く取締役について、第5回定時株主総会（2017年6月26日開催）において、上記①とは別枠で業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」を導入することを決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

区 分	氏 名	重要な兼職先	主な活動状況
取締役	金子 禎則	東京電力パワーグリッド株式会社 代表取締役社長 東京電力ホールディングス株式会社 取締役指名委員会委員	当期に開催された取締役会 13回のうち12回に出席し、 企業経営者としての豊富な 経験と幅広い知見等を活か して必要に応じ発言を行っ ております。
取締役	亀山 晴信	亀山総合法律事務所 弁護士 株式会社小森コーポレーション 社外取締役 ソマール株式会社 社外監査役	当期に開催された取締役会 13回すべてに出席し、弁護 士としての豊富な経験と法 律に関する幅広い知見等を 活かして必要に応じ発言を 行っております。
取締役	三島 康博	—	当期に開催された取締役会 13回のうち12回に出席し、 企業経営者としての豊富な 経験と幅広い知見等を活か して必要に応じ発言を行っ ております。
監査役	武谷 典昭	東京電力ホールディングス株式会社 取締役監査委員会委員 株式会社東京エネシス 社外監査役	当期に開催された取締役会 13回すべておよび監査役会 13回のうち12回に出席し、 企業経営者としての豊富な 経験と幅広い知見等を活か して必要に応じ発言を行っ ております。
監査役	高田 裕一郎	芝浦メカトロニクス株式会社 社外取締役	当期に開催された取締役会 13回のうち12回および監査 役会13回のうち12回に出席 し、企業経営者としての豊 富な経験と幅広い知見等を 活かして必要に応じ発言を 行っております。

- (注) 1.当社と東京電力パワーグリッド株式会社、東京電力ホールディングス株式会社および株式会社東京エネシスとの間には電力設備・機器販売等の取引関係があります。
2.当社と亀山総合法律事務所、株式会社小森コーポレーション、ソマール株式会社、芝浦メカトロニクス株式会社との間には特別な関係はありません。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

明治アーク監査法人

(注) 明治アーク監査法人は、2019年7月1日をもって有限責任監査法人に移行し、名称をアーク有限責任監査法人に変更する予定であります。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社の会計監査人としての報酬等の額

49百万円

②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

52百万円

- (注) 1. 監査役会は、過年度の会計監査人の職務遂行状況および監査報酬の推移を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①および②の金額には金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を含めております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と監査役会が判断した場合に、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案するものとします。

5 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための「東光高岳グループ企業行動憲章」を定める。取締役はこれを率先して実践するとともに、従業員がこれを遵守するよう監督する。また「企業倫理・コンプライアンス規程」および「企業倫理委員会」により、コンプライアンスの徹底を図る。
- ② 取締役会は、監査役出席の下、法令および定款に従い、重要な職務執行について審議・決定するとともに、取締役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役の職務執行を監督する。
- ③ 取締役会の機能を補佐し、効率的かつ適切な意思決定を図るため、常務会および経営会議を設置する。常務会は原則として月1回、経営会議は原則として月2回、またはそれぞれ必要に応じて開催し、経営の重要事項について審議する。
- ④ 取締役は、法令および定款に適合した適正な経営判断を行うため、常に十分な情報の収集に努める。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る取締役会議事録や稟議書等の保存および管理については、法令および社内規程に従い文書または電子媒体に記録・保存し、適切に管理する。
- ② 取締役および監査役は、常時これらの文書を閲覧できるものとする。

(3) 当社のリスク管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役は、当社およびグループ会社の事業全般に関するリスクを定期的に、または必要に応じて把握・評価し、重大な損失の発生防止に努める。また「リスク管理規程」により、グループ全体のリスク管理に適切に対応する。
- ② 経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、社長を委員長とする「リスク管理委員会」において、リスクの未然防止に努めるとともに、万一事象が発生した場合には、経営に及ぼす影響が最小限となるよう迅速かつ的確に対応する。
- ③ リスク管理体制の有効性については、内部監査部が定期的にまた必要に応じて監査し、

その結果を経営会議に報告する。取締役は、監査結果を踏まえ、必要な改善を図る。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、効率的な業務運営のために、経営上の重要事項について取締役会その他経営会議において適宜審議・決定する。
- ② 取締役会その他経営会議において審議・決定された経営上の重要事項については、その進捗状況等について経営会議へ報告し、必要に応じて取締役会へ報告する。
- ③ 経営と執行の分離および意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を採用し、取締役会において各執行役員の業務分担を決定する。
- ④ 職制および業務分掌等を定めた「組織規程」により、業務の執行を組織的かつ効率的に実施する。

(5) 当社の従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は、全ての従業員が「東光高岳グループ企業行動憲章」を遵守するよう、その徹底と定着を図る。
- ② コンプライアンス違反の早期発見と是正を図るため内部通報に関する社内規程を整備し、適正に運用する。法令や企業倫理上の問題を匿名で相談できる「企業倫理相談窓口」を設置し、寄せられた事案については、迅速かつ適切に対応する。
- ③ 業務の適正を確保するため「内部監査部」を設置する。内部監査部は、定期的にまた必要に応じて従業員の職務執行状況について監査し、その結果を経営会議に報告する。取締役は、監査結果を踏まえ必要な改善を図る。

(6) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. グループ会社の取締役および従業員等の業務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
グループ会社の経営に関する重要事項は、当社取締役会または常務会において報告・審議を行うとともに、「グループ会社管理規程」により、グループ会社は業務執行について定期的に報告する。
- ロ. グループ会社のリスク管理に関する規程その他の体制
グループ大の「リスク管理規程」により、グループ会社のリスク管理に適切に対応する。また、グループ会社の経営に重大な影響を及ぼす恐れのあるリスクについては、当社の「リスク管理委員会」において、リスクの未然防止に努めるとともに、万一事象が発生した場合には、経営に及ぼす影響が最小限となるよう迅速かつ的確に対応する。
- ハ. グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社取締役とグループ会社取締役が意見交換を行うこと等により、グループ会社の経

営状況を把握し、グループにおける経営課題の共有と解決に努める。

二. グループ会社の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 「東光高岳グループ企業行動憲章」にグループとして目指すべき方向性および目標等を示し、グループ全体で業務の適正確保およびコンプライアンスへの取り組みを推進する。
- ② グループ会社の取締役および従業員が「企業倫理相談窓口」を利用できる環境を整えるとともに、当社の内部監査部は、グループ会社の業務が適正に執行されているかどうかについて、定期的または必要に応じて監査を実施する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき従業員を求めた場合の体制およびその従業員の取締役からの独立性に関する事項

- ① 取締役は、監査役の求めに応じて、監査役を補助する必要な従業員を配置する。
- ② 上記①の監査役を補助する従業員は、監査役の指揮命令に服するものとし、その人事に関する事項については、事前に監査役の同意を得る。

(8) 監査役を補助する従業員に対する監査役の指示の実効性に関する事項

監査役を補助する従業員を配置した場合は、その従業員が取締役からの独立性を維持・継続できる体制とする。

(9) 監査役への報告に関する体制

イ. 取締役および従業員が監査役に報告するための体制

取締役および従業員は、「リスク・危機に関わる情報伝達マニュアル」により、会社にとって重大な影響を与える問題については、直ちに監査役に報告するとともに、監査役の求める事項について必要な報告を行う。

ロ. グループ会社の取締役および従業員等が監査役に報告するための体制

グループ会社の取締役および従業員は、職務執行に関し、重大な法令・定款違反または東光高岳グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った時は、グループ大の「リスク・危機に関わる情報伝達マニュアル」により、遅滞なく監査役へ報告する。

(10) 報告した者が当該報告したことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役等へ報告したことを理由に、不利益な取扱いを受けることのないよう、「企業倫理・コンプライアンス規程」および「企業倫理相談窓口規程」により、通報者への保護・守秘義務等を確保する。

(11) 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務執行上必要とする費用の前払や償還等、費用処理に係る手続きを定める。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査役が取締役会、その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることのできる体制を整備する。また、会計監査人および内部監査人が監査役と連携を図るための環境を整える等、監査役の監査の実効性を確保する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・企業倫理コンプライアンス規程に基づき、企業倫理強化月間を設けること等により、企業行動憲章の徹底を図るとともに、企業倫理コンプライアンス意識の向上に努めております。
- ・取締役会に関する事項については、法令・定款のほか取締役会規則にて定める旨を定款により規定しており、当該取締役会規則にて決議事項・報告事項を明確に定めております。取締役会は、取締役会規則に則り重要な業務執行について審議・決定するとともに、取締役から職務執行状況の報告を受けること等により、取締役の職務執行について監督しております。なお、当期については、13回の取締役会を開催し、また、書面によるみなし決議を1回実施いたしました。
- ・取締役会における重要な職務執行についての審議・決定を補佐および取締役会決議事項に満たないもののうち重要な事項の審議を行うため、常務会および経営会議を設置しており、当期については、常務会を15回、経営会議を25回開催いたしました。
- ・取締役に対して、常務会・経営会議議題について、取締役会にて報告するとともに、取締役と会計監査人との連携の場を設けております。
- ・企業倫理相談窓口規程に基づき設置した企業倫理相談窓口にて従業員から受け付けた相談については、通報者が不利な取扱いを受けないことも含め、適切に対応しております。
- ・内部監査部は内部監査計画や監査結果について経営会議に報告をしております。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役の職務執行に係る取締役会議事録、稟議書等の重要文書については、取締役会規

則、稟議規程、文書管理規程等に従い作成・保存することで適切に管理しております。

- ・当該重要文書については、文書管理部門が役員の求めに応じて適宜閲覧に供せる状態を確保しております。

(3) 当社のリスク管理に関する規程その他の体制

- ・経営上重要なリスクに関しては、リスク管理委員会にて審議した内容を経営会議に報告しております。認識されたリスクに関しては、それぞれのリスクについて管轄する部門の計画に反映して管理することで重大な損失の発生防止に努めております。また、万一経営に重大な影響を及ぼす恐れのある事象が発生した場合は、その影響を最小限とするようリスク管理委員会において迅速かつ的確に対応いたします。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会規則、常務会規程、経営会議規程、職務権限規程により、決議・協議すべき事項を定めており、効率的な業務運営を行っております。
- ・重要決定事項の進捗報告については、原則として毎月1回開催される取締役会にて、業務執行状況の報告を行うとともに、取締役会・常務会・経営会議にて、指示・意見のあったものについては、実施時期等含めて適切に管理しております。
- ・経営と執行の分離および意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を採用しております。執行役員および重要な使用人については取締役会にて各々に対する委嘱事務を決議し、職務権限規程により、その権限を明確化することで迅速に業務を執行しております。
- ・組織体制が中期経営計画の達成と効率的な業務執行につながるかについて常に検証し、必要に応じて、体制の見直しを柔軟に行っております。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・グループ会社管理規程により、グループ会社における重要事項の決定にあたって、事前に当社と協議すべき事項および報告すべき事項を定めており、当期については、13件の事前協議事項等を取締役会または常務会で決議・報告しております。また、当社が株式を直接保有する子会社については、取締役・監査役をそれぞれ1名以上派遣しており、子会社の業務執行等について監視・監督しております。
- ・中期経営計画のヒアリング等を通して、グループ会社の経営状況および課題を認識し、適切に対応しております。

(6) 監査役の機能発揮に関する体制

- ・ 監査役の求めに応じて、監査役会に関する業務等を補助する要員を置いております。
- ・ 重大な法令定款違反については、リスク・危機に関わる情報伝達マニュアルにより、遅滞なく監査役へ報告しております。
- ・ 監査役は、取締役および従業員より、その他監査役監査に必要な情報の提供を適宜受けております。
- ・ 監査役は取締役会その他重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べております。
- ・ 監査役は、取締役に対して、監査計画および監査の結果について、取締役会にて報告しており、取締役は当該報告を受けて、監査役監査に必要な協力を行っております。

計算書類等

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	55,130	流 動 負 債	26,210
現 金 及 び 預 金	12,031	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	14,526
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	20,830	電 子 記 録 債 務	278
電 子 記 録 債 権	1,799	短 期 借 入	3,713
商 品 及 び 製 品	3,668	リ ー ス 債 務	3
仕 掛 品	10,920	未 払	2,025
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	4,841	未 払 費 用	1,654
そ の 他	1,038	未 払 法 人 税 等	550
固 定 資 産	44,092	賞 与 引 当 金	1,828
有形固定資産	37,681	製 品 保 証 引 当 金	14
建 物 及 び 構 築 物	12,887	そ の 他	1,614
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	3,213	固 定 負 債	21,157
工 具、器 具 及 び 備 品	895	長 期 借 入 金	3,136
土 地	20,490	リ ー ス 債 務	4
リ ー ス 資 産	7	長 期 預 り 金	728
建 設 仮 勘 定	187	繰 延 税 金 負 債	1,129
無形固定資産	2,796	修 繕 引 当 金	1,108
ソ フ ト ウ ェ ア	1,391	環 境 対 策 引 当 金	279
の れ ん	18	製 品 保 証 引 当 金	1,679
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	76	役 員 株 式 給 付 引 当 金	44
そ の 他	1,309	退 職 給 付 に 係 る 負 債	13,025
投資その他の資産	3,614	そ の 他	21
投 資 有 価 証 券	1,263	負 債 合 計	47,367
長 期 貸 付 金	96	(純 資 産 の 部)	
繰 延 税 金 資 産	1,166	株 主 資 本	48,096
退 職 給 付 に 係 る 資 産	241	資 本	8,000
そ の 他	847	資 本 剰 余 金	7,408
資 産 合 計	99,222	利 益 剰 余 金	32,936
		自 己 株 式	△248
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△354
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	268
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	9
		為 替 換 算 調 整 勘 定	120
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△752
		非 支 配 株 主 持 分	4,113
		純 資 産 合 計	51,855
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	99,222

連結損益計算書 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)

(単位：百万円)

科 目						金	額
売上	上	高					90,883
売上	上	原	利	益			72,414
販売費	及び	総	管	理	費		18,468
営業	業	外	収	益			15,732
営業	業	外	収	益			2,736
受取	取	配	利	息		4	
受取	取	配	利	息		37	
設備	力	賃	当	金		85	
電債	権	販	貸	料		72	
その		譲	渡	益		19	
営業	業	の	費	用		89	310
支為	外	利	差	息		46	
電力	払	替	差	損		11	
支そ	力	販	売	費		33	
経	払	補	償	費		22	
	常	の	利	益		41	155
特	別	利	益				2,891
固	定	資	産	売	却	4	
投	資	有	価	証	券	149	154
特	別	損	失				
固	定	資	産	廃	棄	207	
減	損	所	移	損	費	27	
事	務	保	証	費		88	
製	品	保	証	費		851	
損	害	賠	償	金		200	1,376
税金	等	調	整	前	当		1,668
法人	税、	住	民	税	及	555	
法人	税	等	調	整	額	35	590
当	期	純	利	益			1,077
非	支	配	株	主	に		46
親	会	社	株	主	に		1,031

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	40,530	流 動 負 債	24,553
現 金 及 び 預 金	6,512	電 子 記 録 債 務	222
受 取 手 形	499	買 掛 金	9,967
電 子 記 録 債 権	1,633	短 期 借 入	8,843
売 掛 金	14,665	未 払 金	892
商 品 及 び 製 品	2,226	未 払 法 費	883
仕 掛 品	9,681	未 払 人 税 等	297
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	4,128	未 払 消 費 税 等	685
前 払 費 用	48	前 受 金	1,359
短 期 貸 付 金	510	預 金	87
そ の 他	624	賞 与 引 当 金	1,303
固 定 資 産	45,247	そ の 他	9
有形固定資産	35,321	固 定 負 債	17,538
建 物	10,777	長 期 借 入 金	3,136
構 築 物	989	繰 延 税 金 負 債	728
機 械 及 び 装 置	2,329	修 繕 引 当 金	1,467
車 両 運 搬 具	39	退 職 給 付 引 当 金	1,108
工 具、器 具 及 び 備 品	647	環 境 対 策 引 当 金	10,201
土 地	20,412	製 品 保 証 引 当 金	279
建 設 仮 勘 定	126	役 員 株 式 給 付 引 当 金	568
無形固定資産	2,349	そ の 他	44
ソ フ ト ウ ェ ア	952	負 債 合 計	42,092
の れ ん	18	(純 資 産 の 部)	
借 地 権	1,302	株 主 資 本	43,422
商 標 権	2	資 本 金	8,000
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	69	資 本 剰 余 金	19,204
そ の 他	2	資 本 準 備 金	2,000
投資その他の資産	7,576	そ の 他 資 本 剰 余 金	17,204
投 資 有 価 証 券	877	利 益 剰 余 金	16,466
関 係 会 社 株 式	5,409	そ の 他 利 益 剰 余 金	16,466
関 係 会 社 出 資 金	553	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	3,045
長 期 貸 付 金	96	繰 越 利 益 剰 余 金	13,421
そ の 他	640	自 己 株 式	△248
資 産 合 計	85,777	評 価・換 算 差 額 等	263
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	263
		純 資 産 合 計	43,685
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	85,777

損益計算書 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)

(単位：百万円)

科 目				金 額	
売 上 高					64,146
売 上 原 価					51,631
売 上 総 利 益					12,515
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費					11,209
営 業 利 益					1,306
営 業 外 収 益					
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金			115		
設 備 賃 貸 料			65		
電 力 販 売 収 益			72		
債 権 譲 渡 益			19		
そ の 他			75		349
営 業 外 費 用					
支 払 利 息			83		
電 力 販 売 費 用			33		
そ の 他			38		156
特 別 常 利 益					1,500
特 別 利 益					
固 定 資 産 売 却 益			3		
投 資 有 価 証 券 売 却 益			149		152
特 別 損 失					
固 定 資 産 廃 棄 損			199		
減 損 損 失			27		
事 務 所 移 転 費 用			35		
損 害 賠 償 金			200		462
税 引 前 当 期 純 利 益					1,189
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税			213		
法 人 税 等 調 整 額			104		318
当 期 純 利 益					870

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監查報告書

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

株式会社東光高岳
取締役会 御中

明治アーク監査法人

指定社員 公認会計士 松島 康治 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 橋本 純子 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東光高岳の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東光高岳及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

株式会社東光高岳
取締役会 御中

明治アーク監査法人

指定社員 公認会計士 松島 康治 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 橋本 純子 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東光高岳の2018年4月1日から2019年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人明治アーク監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人明治アーク監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月15日

株式会社東光高岳	監査役会				
常勤監査役	黒澤義則	Ⓔ			
常勤監査役	武田勝	Ⓔ			
社外監査役	武谷典昭	Ⓔ			
社外監査役	高田裕一郎	Ⓔ			

以上

[illegible]

第7回定時株主総会 会場ご案内図

会場 **学士会館会議室（2階）** 東京都千代田区神田錦町三丁目28番地 TEL 03-3292-5936



会場までのご案内 都営三田線 → 神保町駅（A9出口）から徒歩1分
都営新宿線／東京メトロ半蔵門線 → 神保町駅（A7出口）から徒歩3分
東京メトロ東西線 → 竹橋駅（3a出口）から徒歩5分

本株主総会終了後、同会場において株主懇談会を開催いたしますので、引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 東光高岳

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

